

適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく 講演会

# 食品表示制度の 現状と今後の課題

平成 27 年 4 月より食品表示法が施行され、新しい食品表示制度が始まり 2 年が経ちます。安全の確保が目的の食品衛生法、品質の確保の JAS 法、任意で栄養表示等をおこなう健康増進法の 3 法の食品表示に関する規定を整理、統合したものが食品表示法です。食品表示基準違反の表示行為に対して、適格消費者団体は差止請求をすることができます。今回は、「食品表示法」の概要についてご講演いただくとともに、最近の食品表示をめぐる動向についてお話しいただきます。

平成 29 年 10 月 14 日(土) 14:00~16:30

会場：仙台弁護士会館 4 階ホール

参加費 無料 定員 150 名

## プログラム

13:30 開場

14:00 開会

14:05 「食品表示制度の現状と今後の課題」  
~15:35 講師 宮城大学名誉教授 池戸重信氏

15:45 「健康食品の表示・広告の見方」  
~16:25 講師 消費者庁食品対策課  
食品表示調査官 阿部健治氏

16:30 閉会

## 講師紹介

●宮城大学名誉教授 池戸重信氏  
内閣府「消費者委員会食品表示部会」委員、消費者庁・  
農林水産省「加工食品の原料・原産地表示制度に関する  
検討会」委員(座長代理)、宮城県みやぎ食育アドバイザー、  
消費者庁「食品表示法一元化検討委員会」座長

## 会場

仙台弁護士会館  
仙台市青葉区一番町 2 丁目 9 番 18 号  
交通機関：仙台市営地下鉄東西線  
青葉通一番町駅 南 1 出口 徒歩 5 分

## お申込み

FAX: 022-739-7477

E-MAIL: [shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp](mailto:shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp)  
まで、ご氏名・住所・連絡先をご記入の上、10 月 4 日まで  
に裏面用紙でお申し込みください。(当日参加可能)

主催 内閣総理大臣認定適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者市民ネットとうほく



〒981-0933

仙台市青葉区柏木 1-2-40 ブライトシティ柏木 702 号室  
事務局(担当 新野・金野)

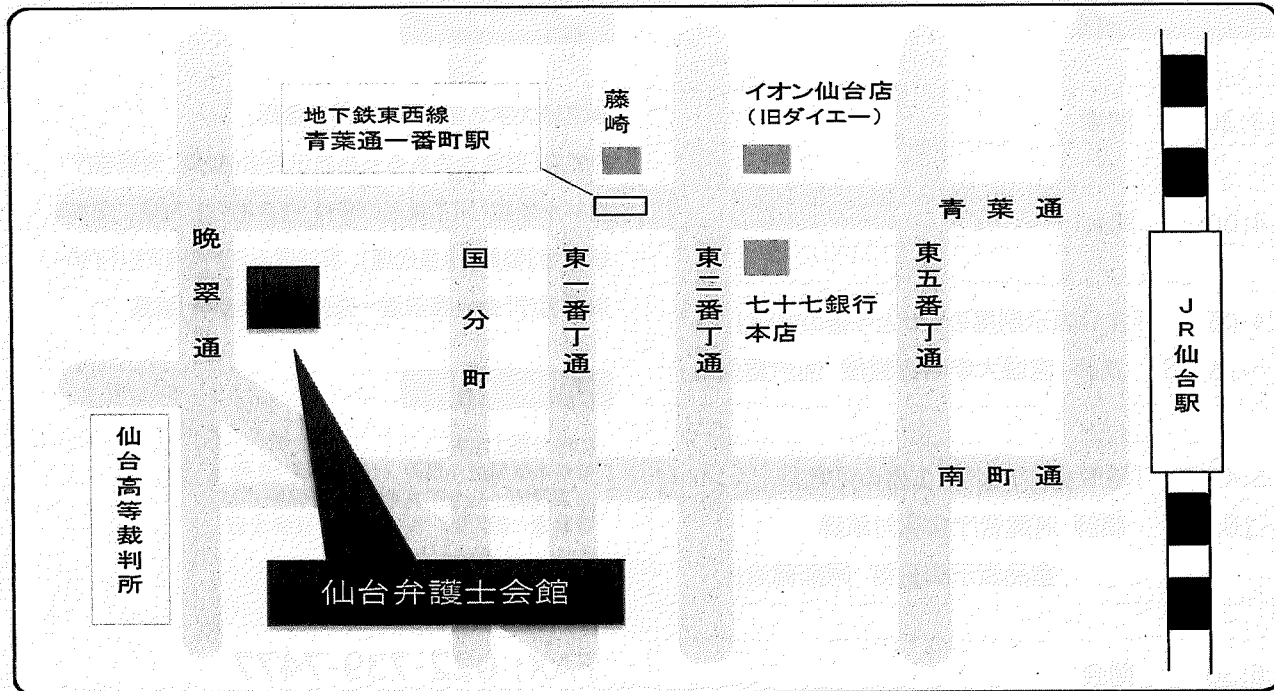
TEL: (022)727-9123 FAX: (022)739-7477

## 10月14日講演会 参加申込用紙

団体 個人 ※○で囲む	団体名	連絡先 TEL	FAX
参加者名 1			
2			
3			
4			
5			

いただいた個人情報は当講演会の連絡にのみ使用します。

仙台弁護士会館 宮城県仙台市青葉区一番町2丁目9番18号



【お問い合わせ・お申し込み】 NPO 法人消費者市民ネットとうほく事務局  
 〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木 702号室  
 TEL : 022-727-9123 FAX : 022-739-7477  
 E-mail : shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp